

21

日本の醫制へのオランダの医療監理法の影響

相川 忠臣¹⁾, ハルメン・ボイケルス²⁾¹⁾日本赤十字社長崎原爆病院, ²⁾ライデン大学/長崎大学

国際医療人モーニックは幕末日本の医療について報告し、衛生行政政策が皆無で、伝染病を隔離する病院がなく、国立医学校、開業医試験もないと厳しい指摘をしている。日本を含む儒教圏の国家に、厚生省のような行政組織はかつてなかった。ポンペにより西洋近代医学教育が定着し、衛生思想が普及し、種痘、検梅などの衛生対策も考えられるようになった。東アジアの国々に先駆けて人民の健康を護る公衆衛生行政を確立したのは相良知安と長与専齋である。

長崎医学校長であった長与専齋は文部省に引き抜かれ、岩倉遣欧使節団に参加している。『松香私志』に次のように記している。英米独視察後、“国民一般の健康保護を担当する特殊の行政組織ある事を発見しぬ。——和蘭に止まり、当局の筋に調査の希望を陳べたりしに、貴国にはいまだいわゆる警察の組織も備わらず、地方の行政も全くその趣を殊にすることなれば、かのヘネースキュンデフ・スタートツーシフト geneeskundig staatstoezicht の事の如きは、まず警察その他の事務より関係を明らかにし、その上にて本題の調査に移るにあらざれば理合はでき難かるべしとて、地方行政の大体など説き示し、——順次に調査を進め、ほぼその梗概を窺うことを得たりき。”と。オランダの geneeskundig Staatstoezicht 医療監理法は1865年から順次整備された。その基本法はNo.1. regelende het geneeskundig Staatstoezicht に始まる4法であり、下院通過の4法案がオランダ医学雑誌 *Nederlandsch Tijdschrift voor Geneeskunde* 1865に掲載された。長与専齋は1870年出版のオランダの医療監理法の資料、*Verzameling van stukken betreffende het geneeskundig Staatstoezicht in Nederland. 1865 en 1866, 's Gravenhage, M. J. Visser* を持ち帰ったに相違なく、一方ボードインがオランダ医学雑誌1865を所持していて、長崎精得館で相良知安に医療監理法を教えたと思われる。相良は1869年以降明治新政府で大学御用のみならず医務課長として活躍する。相良はオランダの医療監理法を参考にして醫制畧則を考案したのであろう。長与が帰国すると相良は失脚、長与が医務局長として醫制の整備を行った。相良隆弘氏旧蔵で現在佐賀県立図書館にある相良の醫制畧則85章と長与の醫制78条(発布時76条)を調べると、基本的に類似しており、前者をベースにしてオランダの医療監理法と照合しながら醫制が作られたのであろう。両者はともに医学教育に関する条文が含まれる点と、詳細な細則が省かれ、将来への指針として書かれている点でオランダの医療監理法と異なるが、多くの類似点がみられる。醫制畧則では医務局に総醫監、副醫監を置き、7つの大学区に分け、それぞれに医学校と醫監の管轄する保健局を置くことになっている。この基本構造は医務局が文部省管轄であることを除けばオランダと同じである。オランダでは医務局は内務省、日本では民部省が廃止され、大学の設置から始めなければならない事情から文部省に属していた。長与は保健局という名を用いず、衛生局という名に改めている。のちに長与は醫制の医学教育に関わる条文を文部省管轄とし、醫制の大部分を管轄する医務局を内務省に移管した。翌年医務局を改めて衛生局と改称した。日本の公衆衛生行政はアジアの国々に先駆けて整備され、日清戦争後の朝鮮や台湾での公衆衛生行政により人口が著しく増加した。後に公衆衛生行政を司る衛生局は内務省から独立して厚生省に昇格した。